

令和7年 春の「^{ふるさと}郷土に学び・育む青少年運動」実施要領

1 趣旨

春は、卒業・進学・就職など、青少年にとって人生の節目となる貴重な経験をする大切な時期である。青少年の生活環境が変わるこの時期に、家庭、学校、職場、地域及び関係機関・団体等が緊密な連携を図りながら、「郷土（ふるさと）に学び・育む青少年運動」を積極的に展開し浸透させることにより、鹿児島県の古くからの伝統である地域で青少年を育てる気風を盛り上げ、郷土に根ざしたグローバルな人材を育成する。

2 期間

令和7年3月11日（火）～4月10日（木）

3 主唱

鹿児島県、鹿児島県青少年育成県民会議

4 実施機関・団体

鹿児島県、鹿児島県教育委員会、鹿児島県警察本部、鹿児島県青少年育成県民会議、地域青少年育成推進協議会、市町村、市町村教育委員会、青少年育成市町村民会議、校区青少年育成組織、青少年育成関係機関・団体、福祉施設 等

5 運動の進め方

学校、職場、地域、関係機関・団体等は、青少年育成は家庭が基本であるという認識のもとに、鹿児島の教育的伝統と風土を生かしながら、それぞれの実情に応じた取組を、独自に、又は相互に連携して実施する。

また、同期間中に実施される他機関の関連運動とも連携を図りながら、効果的に推進するとともに、児童・生徒の春休み期間を含むことから、非行防止や各種事故防止及び令和7年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」に関する取組についても重点的に推進する。（「期間中の関連運動」を参照）

区 分	運動の基本的な進め方
市町村及び 青少年育成市町村民会議	青少年育成コーディネーターを中心に、具体的な実施計画等を作成するとともに、市町村民会議の機能を強化し、市町村民総ぐるみで本運動が展開できるように効果的な推進を図る。
校区青少年育成組織等	青少年育成推進員を中心に、学校、PTA、警察、青少年育成団体、自治公民館、高齢者団体、地域女性団体、NPO団体、ボランティア団体等と緊密な連携を図り、本運動の周知を図るとともに、地域が一体となった青少年育成活動を推進する。
家 庭	「早寝早起き朝ごはん」国民運動の実践など、基本的な生活習慣の育成に努めるとともに、「家庭の日」（毎月第3日曜日）、「育児の日」（毎月19日）を中心に、家族での語り合いや親子の触れ合いを実践する。
学 校	学校を中心に、家庭、地域、関係機関・団体等と連携し、児童・生徒の地域活動への参加を推進するとともに、生徒指導・安全指導の充実に努める。
職 場	「ワークライフバランス」を推奨し、勤労青少年に働く喜びを与える職場づくりに努めるとともに、「家庭の日」、「育児の日」の子どもへの関わりや「青少年育成の日」（毎月第3土曜日）等に行われる青少年育成活動への参加を奨励・支援する。
地 域	「青少年育成の日」を中心に、かごしま地域塾や子ども会活動など地域の特色を生かした青少年育成活動を支援・実施する。
関係機関・団体等	行政と民間団体等が緊密に連携し、地域ぐるみで青少年を育む気運を盛り上げ、活発な青少年育成活動が展開されるよう運動の推進を図る。

6 実施事項

(1) 推進体制の充実・強化

内 容	具 体 策
ア 青少年育成県民会議・市町村民会議との連携強化	○ 青少年育成県民会議・市町村民会議との連携を密にしながら運動を推進する。 ・ 市町村民会議の機能を強化するとともに、青少年育成コーディネーターを積極的に活用し、本運動の効果的な推進を図る。 ・ 市町村民会議の機能を活用し、本運動の普及啓発を図るとともに、各種大会や座談会、連絡会等の開催など、先進的な活動の紹介、アンケートの実施、意見交換等、各地域での特色のある活動を参考にし、取組の共通理解と共通実践に努める。 ・ 青少年育成関係者のみならず幅広く本運動の活動の内容の普及・啓発を図る。
イ 青少年育成コーディネーターの活動の活性化	○ 青少年育成推進員と連携し、各地域の情報を収集し、市町村における青少年の育成や非行・事故・犯罪被害等の防止活動を推進するなど本運動の普及・啓発に努める。
ウ 校区青少年育成組織の推進体制の充実・強化	○ 青少年育成推進員は、小学校区内の関係機関・団体、青少年育成指導者等で組織された校区青少年育成組織の会合等を通して、子ども会活動や地域活動等を活用した啓発を行い、保護者のみならず青少年へ直接的な指導も図られるように努める。

(2) 青少年の育成

【重点取組事項】

家族のふれあいや地域が一体となった活動の推進

内 容	具 体 策
ア 青少年の主体的な活動の促進	○ 「青少年育成の日」を中心に、地域の特色を生かした自然体験活動、子ども会活動、郷土芸能伝承活動、世代間ふれあい活動やボランティア活動などの実施や情報提供に努め、青少年の仲間との連帯感や協調性などを育むとともに、地域における青少年の「居場所づくり」を図る。 ○ 青少年を企画・運営段階から地域行事に参画させ、役割を与えるなど、自己有用感を高める工夫を行い、地域行事への主体的な参加を促進する。 ○ 青少年の国際理解や国際的視野の醸成を図るため、「鹿児島県青少年海外ふれあい事業」や「かごしま青少年海外研修事業」への参加や様々な交流を促進するなど、国際性豊かな青少年の育成を図る。
イ 大人の意識の高揚・啓発の推進	○ 家庭や地域でのあいさつ・声かけの励行など、保護者や地域の大人が子どもの良き手本となる行動・活動を実践し、モラルやルール等の遵守など社会規範の意識高揚に努める。 ○ 「家庭の日」、「育児の日」を中心に家族のふれあいを大切にする気運の醸成を図る。 ○ 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の習慣化や食育の推進、家族等と一緒に食卓を囲み、食や生活に関する基礎を習得する「共食」の推進に努め、青少年が日々の生活習慣を見直す取組を推進する。 ○ <u>スマートフォン等の不適切な利用によるリスクについて家庭で話し合い、正しい生活習慣づくりやインターネットを正しく利用するための家庭内ルールづくりを推進する。</u> 【令和7年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」】 ○ 保護者が家庭の重要性を認識できるよう、情報の提供、広報啓発活動に努める。 ○ 家庭や学校、職場、地域等が相互に持てる力を十分に発揮し、社会とのつながりや規範意識を高める活動を行い、それぞれの立場で青少年の成長に合わせた支援や指導を行う。
ウ 地域ぐるみの青少年育成	○ 家庭、学校、職場、地域、関係機関・団体等が一体となり、地域ぐるみの取組を推進する。 <具体例> ・ 自治会や児童委員、民生委員等と連携した子育て家庭への声かけ

エ 青少年の社会的自立の支援	・ 自治会・関係団体・学校等の行事の共同開催 ・ 職場におけるノー残業デー・年休取得促進日の設定など仕事を持つ親が子どもと関わりを深めることができるような配慮 ・ 「かごしま子育て支援パスポート事業」の活用促進 ・ 企業における、社員の地域活動への参加の評価 ○ 鹿児島県の古くからの伝統である「地域で青少年を育てる気風」を盛り上げ、地域ぐるみで異年齢による体験活動等を推進する。 ○ 鹿児島の教育的風土や地域の伝統を生かした「かごしま地域塾」活動を積極的に推進する。 ○ 子ども・若者及びその保護者が一人で悩むことなく安心して相談できる環境を整えとともに、相談機関が相互に連携し、適切な助言・支援に努めるとともにその特性を生かした就労や就学に結びつけることができるよう地域における子ども・若者支援の体制づくり等の取組を推進する。 ○ 不登校やひきこもり、ニート等の様々な悩みを抱えた子どもや若者の社会的自立を図るための情報提供や相談機関の紹介等の支援を推進する。 ○ 子ども・若者の社会的自立を支援する関係機関・団体や「かごしま子ども・若者総合相談センター（県青少年会館内）」を積極的に周知する。 ○ 県内各地域で子ども・若者への相談支援に取り組む団体等の活動を推進し、「かごしま子ども・若者総合相談センター」や他の相談機関等との連携体制の拡充を図る。
----------------	--

(3) 青少年を育てる環境づくりの推進

【重点取組事項】 スマートフォン等インターネット接続機器の利用に関する青少年や保護者の意識の向上

内 容	具 体 策
ア 青少年を守る環境づくりの推進	○ ペアレンタルコントロール（保護者による管理）による端末やアプリの利用時間、課金、青少年有害情報の閲覧の制限等を推進する。 【内容（例）】 ・ ペアレンタルコントロール機能の活用促進 ・ 青少年の発達段階に応じた効果的なフィルタリング等の活用 ・ 話し合いによる家庭内ルールづくり ・ ペアレンタルコントロールを実施していない家庭や、保護者がペアレンタルコントロールに関心を持っていない家庭に対する啓発 【令和7年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」】 ○ 各学校、地域団体等と連携し、終業式や始業式等において、スマートフォン等の安全・安心な利用に関する青少年や保護者の意識及び知識を高めるための取組を実施する。 【令和7年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」】 ○ 携帯電話販売事業者等に対する青少年使用の確認義務、フィルタリングサービスの必要性の書面での説明義務、フィルタリング有効化措置義務等の徹底を周知する。 ○ 青少年保護育成条例に基づく対策の徹底を指導する。 【内容（例）】 ・ 図書やDVD等の販売店・レンタル店では有害図書・ソフトの区分陳列等を行い、青少年への販売・貸付け等を行わないこと ・ インターネットカフェ、カラオケボックス等に対して、青少年の深夜（午後11時から翌日の午前4時までの間）における立入禁止の周知 ○ インターネット利用に係る児童買春や児童ポルノ製造を始めとする子どもの性被害の未然防止、被害児童の保護・支援等に向けた取組を推進する。 ○ 犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分や他者の身を守る能力を養うため、安全教育等の子どもの安全確保に関する取組を推進する。 【内容（例）】 ・ 登下校時における防犯対策 ・ 遊具、遊び場など、子どもの周辺にある各種機器・設備等についての安全点検 ・ 交通安全教育や飲酒運転の根絶等、交通安全に関する諸活動と連携した取組

イ 啓発・補導活動の強化、非行防止活動の推進	○ 性犯罪・性暴力、ストーカー行為等の行為者、被害者、傍観者にならないための予防啓発の充実を図る。 ○ 万引きや自転車盗は犯罪であり、絶対に行ってはならないとの規範意識を身につけるための非行防止取組の推進に努める。 ○ いじめの未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や関係機関等と連携した取組等を促進する。 ○ 防犯教室等を通して、ストーカー事案に対する対策や被害にあった際の相談窓口等の広報啓発に努める。
ウ 相談体制及び情報提供の充実	○ 不良行為及び万引きや自転車盗等の初発型非行（犯罪）に対して、組織的かつ計画的に補導活動を実施し、深夜徘徊、20歳未満者の飲酒・喫煙等の早期発見と適切な指導に努めるとともに、事件を起こした少年に対する適切な処遇を推進し、再犯防止を図る。 ○ 大麻等の薬物の乱用防止対策について、学校等における薬物乱用防止教室・講習会の開催など広報啓発活動の推進や、子ども・若者の育成に携わる者に対する研修等の充実を図る。 ○ 無職少年等に対する声かけや地域活動参加の機会づくりに努める。 ○ カラオケボックスやインターネットカフェなど、目につきにくい場所における20歳未満者の喫煙・飲酒等を防止するための管理者対策を図る。

(4) 関係機関・団体が相互に連携した運動の推進

【重点取組事項】 行政と青少年育成関係団体等が緊密に連携した関連行事の調整

内 容	具 体 策
ア 関係機関・団体の連携	○ 関係機関・団体、青少年育成指導者等で組織された青少年育成組織の会合を開催し、青少年関連行事の調整を行うなど、関係機関・団体等が緊密に連携し、地域が一体となって本運動を展開できるよう推進する。
イ 情報収集・情報提供の充実	○ 関係機関・団体等の青少年育成活動やボランティア活動、地域行事等の情報収集・提供を積極的に行い、地域の青少年活動の活性化を図る。
ウ 広報啓発活動の充実	○ 広報誌（紙）やポスター、のぼり旗、看板、広報車、有線・無線放送等により、本運動及び「家庭の日」、「青少年育成の日」、「育児の日」の広報啓発を図る。 <具体例> ・ 「家庭の日」の歌『まあるくなった』CDの活用呼びかけ ・ のぼり旗の設置 ・ 「家庭の日」、「青少年育成の日」、「育児の日」の理解・協力について、PTA連絡協議会、子ども会育成連絡協議会、スポーツ少年団、中体連（学校）等への要請に努める。

「期間中の関連運動」

- 「春のあんしんネット・新学期一斉行動」 2月～5月
- 「危険ドラッグ・シンナー等乱用防止強調月間」 3月11日（火）～4月10日（木）